

## インターンシップ「特定活動ビザ」産学連携協定書

アラバエフ国立大学（以下「甲」という）と、インターンシップ受け入れ企業  
株式会社 ダイサン（以下「乙」という）は、インターンシップ生受け入れに関して  
下記のとおり合意・確認したので協定書を締結する。

### (目的)

第1条 乙が同校の学生を甲に派遣し、日本の建設CADの先進技術の研修を受講して  
彼らが自立した生活が送れるような能力を教育し、同時に言語能力(日本語)を高  
かめて日本とキルギス両国の友好関係を図ることを目的とする。

### (教育)

第2条 このインターンシップは、大学における履修単位の対象として行い、乙は、日  
本語と実技を伴う実践的な教育を行う。  
又、活動評価は乙が行い、インターンシッププログラムの達成状況・習得状況の  
評価を大学に報告し、甲は、それに基づいて単位認定を行う。

### (待遇)

第3条 乙は、学生の活動に対して、より良い環境を提供することに努めなければなら  
ない。規定の給与から日本滞在中の社宅家賃と航空運賃・税金・社会保険料等の必要  
全額を毎月控除して支払う。

### (参加資格)

第1条 インターンシップに参加する学生は大学の選考基準を満たした者であること。  
① 学位の授与される教育課程に在籍する学生で、該当の単位が認定されることが予  
測される者。  
② 「インターンシップ」推薦状が受けられる者。  
③ 甲の健康診断で活動に耐えられる心身を保つと認められる者。  
④ 卒業後の進路としてインターンシップ研修で習得した業務知識が生かせる職業  
に就職希望する者。

(遵守義務)

第5条 甲は、次に掲げる事項を約定した「誓約書」を参加する学生から受け取る。

- ① インターンシップスキーム通りの教育プログラムを誠実に実行する。
- ② インターンシップ期間中、受け入れ企業の施設内設備及び備品の損傷・紛失がないよう注意する。
- ③ インターンシップ期間中に知りえた情報は決して他人に漏らしてはならない。

(インターンシップへの参加)

第6条 甲は、参加する学生に「インターンシップ概要」と「インターンシップスキーム」を提示して、インターンシップの趣旨をよく理解させた上で推薦する学生を选考し「インターンシップ参加申込書」を受け取る。

(受け入れ企業の責任)

第7条 乙は参加させる学生に以下の責任を負う。

- ① 受け入れる学生が学業の一環として実習を行っていることを認識して配置や指導の仕方を配慮する。
- ② 固定的な作業だけでなく、複数の実習内容を経験させて全体的なスキルアップを目指す。
- ③ できるだけコミュニケーションを図り、積極的に日本語の習得に努めさせる。

(活動の中止)

第8条 インターンシップ学生が本人の都合ないしは次の理由により活動を中止する場合は、速やかに双方で協議し、本人負担で帰国させることができる。

- ① 病気・けが等で実習の継続が不可能と認められる場合。
- ② 学生の能力(日本語能力を含む)がいちじるしく欠けていて実習の継続が不可能と認められる場合。
- ③ 日本国の法令に違反し又は公序良俗に反した行動をした場合。
- ④ 受け入れ企業の定める諸規則に従わない場合。
- ⑤ 受け入れ企業の設備等に著しい損害を与えた場合。

(守秘義務)

第9条 本協定書には守秘義務があり、他人に漏洩してはならない。



(協定解除)

第10条 この協定に対して異議又は解除を希望する場合は、文書で通知して甲乙間で  
誠意をもって協議する。もし、協議により紛争の解決ができない場合は、日本  
国内の法令で対処する。

本協定書の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙は記名捺印して各1通を保管する。

年 月 日

甲(アラバエフ国立大学)

乙(株式会社ダイサン)

